平成２１年（フ）第４８２号
茨城県水戸市河和田３丁目5031番地の２
債務者　須田防災株式会社
代表者代表清算人　須田　昭彦
１　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　木名瀬修一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月18日午前11時
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第４７４号
兵庫県赤穂市加里屋91番地の11
債務者　株式会社赤穂装飾
代表者代表取締役　籠谷　伸策
１　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森川　正章
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月24日午前10時15分
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第５４９号
兵庫県姫路市神田町１丁目20番地
債務者　福富株式会社
代表者代表取締役　富永　一雄
１　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　谷林　一憲
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月24日午前10時30分
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第３７８号
香川県高松市亀井町10番地４
債務者　有限会社パンプキン
代表者代表取締役　香川　　順
１　決定年月日時　平成21年９月３日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小林　正則
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月１日午後１時30分
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第２２０７号
横浜市戸塚区平戸町1212番地62ティーケービル１階
債務者　株式会社スズキ住建
代表者代表取締役　鈴木　　篤
１　決定年月日時　平成21年９月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　津留﨑基行
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月２日午後１時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５６１２号
神奈川県藤沢市鵠沼橘１丁目１番地１　第２外岡ビル
債務者　株式会社アイビーオー
代表者代表取締役　佐藤　智美
１　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　井原　智生
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月７日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２８９０号
札幌市中央区南３条西12丁目325東和ビル６Ｆ
債務者　グローバル・ノエ株式会社
代表者代表取締役　後明　崇史
１　決定年月日時　平成21年９月３日午前11時50分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平松　桂樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月８日午前10時30分
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９５１号
札幌市中央区南３条西12丁目325　東和ビル６階、商業登記簿上の本店所在地札幌市中央区南１条西21丁目２番７号
債務者　有限会社ＮＯＥサービス北海道
代表者取締役　鴫谷　徹美
１　決定年月日時　平成21年９月３日午前11時50分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平松　桂樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月８日午前11時30分
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３５１号
福井市丸山２丁目1617番地
債務者　大東幸建設有限会社
代表者取締役　吉川　幸子
１　決定年月日時　平成21年９月３日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　金井　　亨
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月８日午前10時30分
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１４０８号
京都市右京区太秦桂ヶ原町20番地ノ18
債務者　有限会社喜商
代表者代表取締役　須藤　喜博
１　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　内村　和朝
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月８日午前10時
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１４４３号
京都市下京区大宮通丹波口下る大宮３丁目22番地３
債務者　株式会社ゼンキョウサービス
代表者代表取締役　澤井　博司
１　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉川　哲朗
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月８日午後１時30分
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２１年（フ）第１１８６号
神戸市垂水区本多聞５丁目１番156―101号、従前の住所神戸市東灘区御影中町１丁目９番３号
債務者　岩田　澄子
１　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　須山幸一郎
４　破産債権の届出期間　平成21年10月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月29日午前10時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１１６号
神戸市東灘区本山北町６丁目８番12号　保久良荘苑206号、前住所神戸市中央区小野柄通３丁目１番２―801号
債務者　大東由美子
１　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中西　康友
４　破産債権の届出期間　平成21年10月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月11日午前10時15分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２７号
鹿児島県霧島市国分野口町17番35号　船盛荘２―８
債務者　浜田　竜二
１　決定年月日時　平成21年９月４日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田中佐和子
４　破産債権の届出期間　平成21年10月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月９日午前10時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係